

## II 復興ビジョン編

# 1

## 復興ビジョン編の概要

### (1)復興ビジョン編とは

復興ビジョン編とは、円滑な復興まちづくりを実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、発災後の復興まちづくりの目標や基本方針等について示したものです。

### (2)復興ビジョン編の構成

復興ビジョン編では以下の内容について示します。

#### 復興ビジョン編の概要

復興ビジョン編の考え方と構成について示します。

#### 富士市の現状等

本市を取り巻く状況、過去の震災による教訓等について示します。

#### 復興まちづくりの課題

本市の現状等を踏まえて、復興まちづくりを進める上での課題を示します。

#### 復興まちづくりの基本理念

復興まちづくりにおいて、関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方を示します。

#### 復興まちづくりの目標及び基本方針

復興まちづくりの課題に応じた目標と併せて基本方針を示します。

## 2

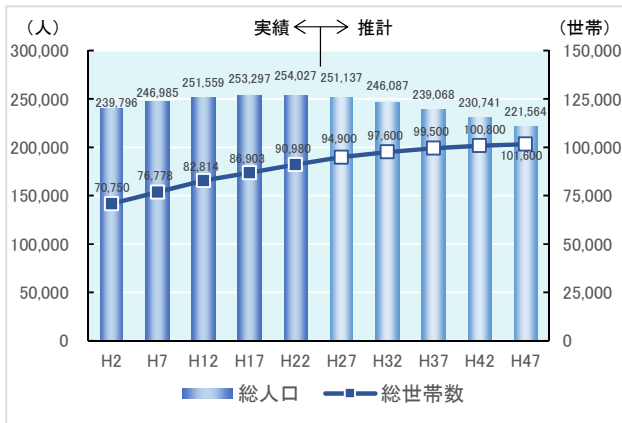
# 富士市の現状等

本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえつつ、旧耐震基準建築物（昭和 56 年以前の建築物）の立地状況や都市基盤の整備状況、「第 4 次地震被害想定」における被害状況等を整理し、復興まちづくりに対する問題点等を抽出します。

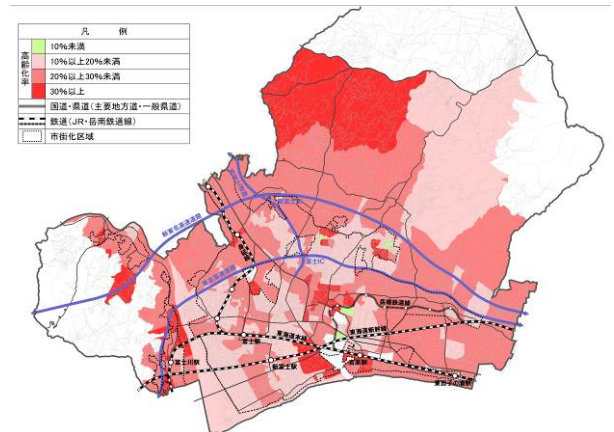
### (1)本市を取り巻く社会経済情勢

#### ■人口

本市は平成 22 年をピークに人口減少に転じているとともに、高齢化も進行しており、地区別の人口構成を見ると、高齢化率が 20%を超えている地区が多く見られます。今後、この傾向はさらに高まり、本格的な人口減少・超高齢社会の到来が予想されます。



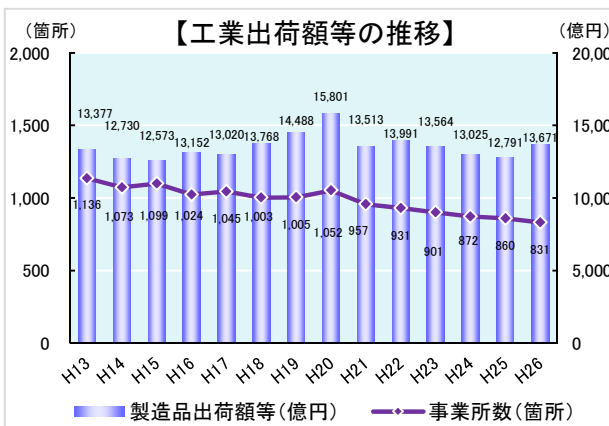
資料：国勢調査



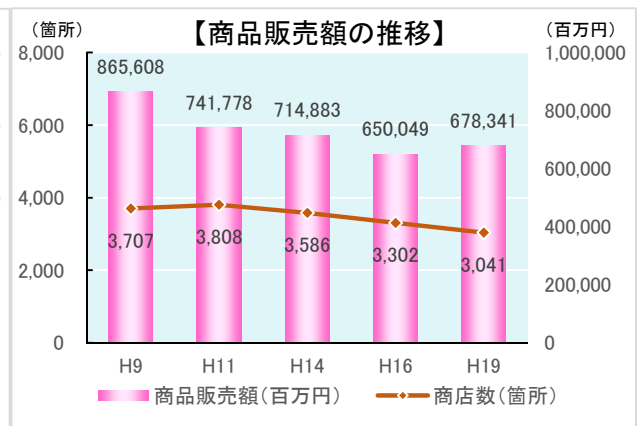
資料：国勢調査

#### ■産業

本市の産業構造を見ると、平成 21 年に製造品出荷額が大幅に減少し、商品販売額も減少傾向にあるなど、産業活力の低下が見られます。



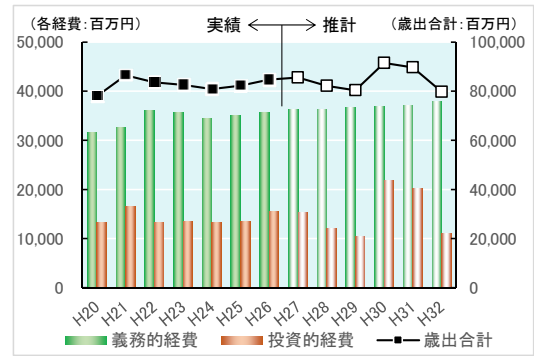
資料：工業統計調査



資料：商業統計調査

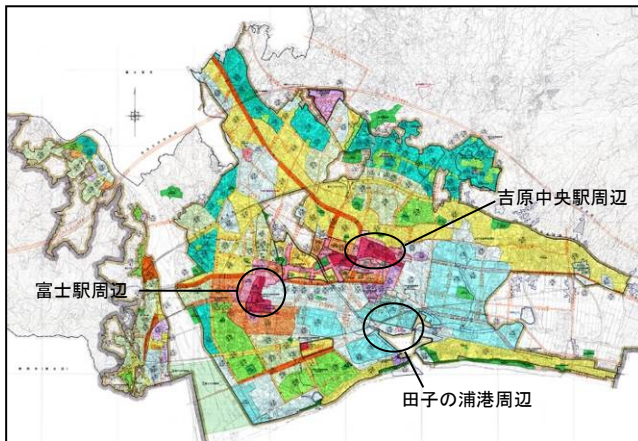
## ■ 財政

本市の財政事情は厳しさを増しており、増加する社会保障費等の義務的経費に対して、公共事業費等の投資的経費は概ね横ばいに推移していますが、高齢化の進行等に伴い、公共事業に充てられる財源は今後限られてくることが予想されます。



## (2) 市街地の現状

### ■ 市街地形態

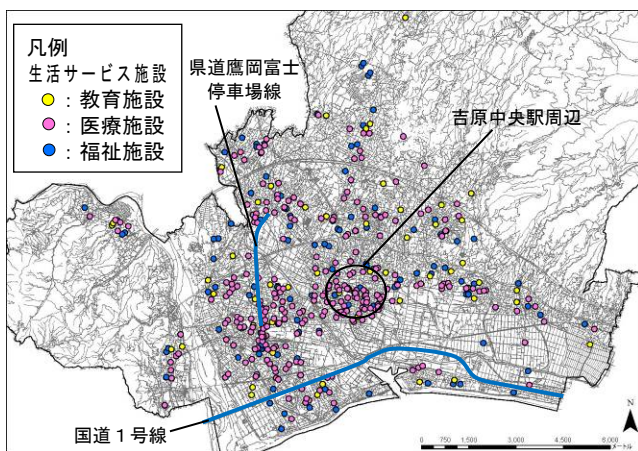


資料：岳南広域都市計画図

市街地形態の現状は以下のとおりです。

- ・「富士駅周辺」及び「吉原中央駅周辺」において商業を中心とした複合市街地を形成している。
- ・「田子の浦港周辺」及び東部地域において工業系市街地を形成している。
- ・工業系の用途地域が点在しており、住居系の用途地域との隣接も多く見られる。

### ■ 教育・医療・福祉施設の分布状況

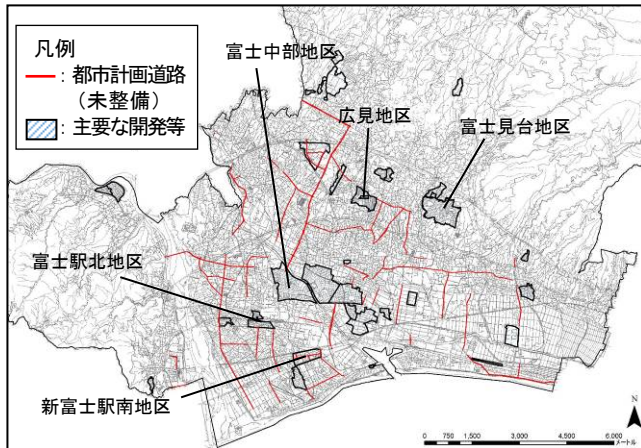


資料：国土数値情報（国土交通省）

各施設の分布状況は以下のとおりです。

- ・各施設は「国道1号線」以北に多く立地している。
- ・特に医療施設は、「県道鷹岡富士停車場線」沿いや「吉原中央駅周辺」に多く立地している。

## ■都市計画道路、面的開発整備状況

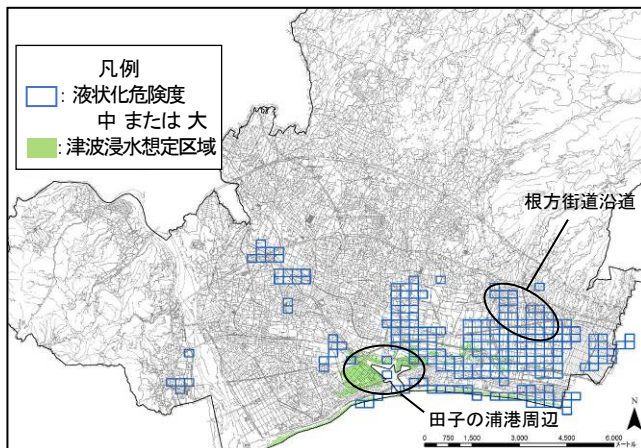


資料：都市計画基礎調査

都市計画道路、面的開発の整備状況は以下のとおりです。

- ・都市計画道路は、未整備の区間が多く存在している。
- ・土地区画整理事業は、中心部で多く施行されており、郊外部の「広見地区」や「富士見台地区」では、公営住宅の建設をはじめとした大規模な宅地開発が実施されている。

## ■液状化、津波浸水被害の想定



資料：静岡県第4次地震被害想定

液状化及び津波の浸水想定は以下のとおりです。

- ・液状化は、東部地域の農地や住宅地において危険度が高くなっており、特に「根方街道沿道」では、住宅地において危険度が高くなっている。
- ・津波の浸水は、「田子の浦港周辺」において想定されている。

### 液状化による被害例

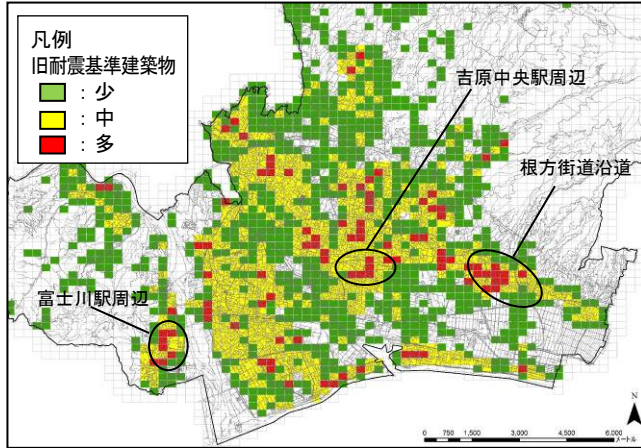
液状化とは、地表付近の水を含む砂質の地盤が、地震の揺れによって、一時的に液体になってしまう現象です。

液状化が発生すると、泥水等が噴出するほか、道路や建築物が傾いて破損したり、比重の軽い下水道管やマンホールが浮き上がるなどの被害が発生し、日常生活に大きな影響を及ぼします。



## ■旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況

### ●旧耐震基準建築物

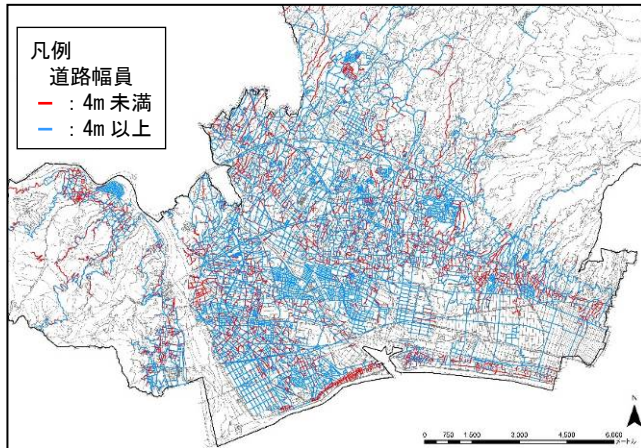


資料：固定資産税課税データ

旧耐震基準建築物の状況は以下のとおりです。

- ・地震の揺れによる倒壊の危険性が高い旧耐震基準建築物は、市内全域に存在している。
- ・特に「吉原中央駅周辺」や「根方街道沿道」、「富士川駅周辺」において多く存在している。

### ●狭小な道路（市道）



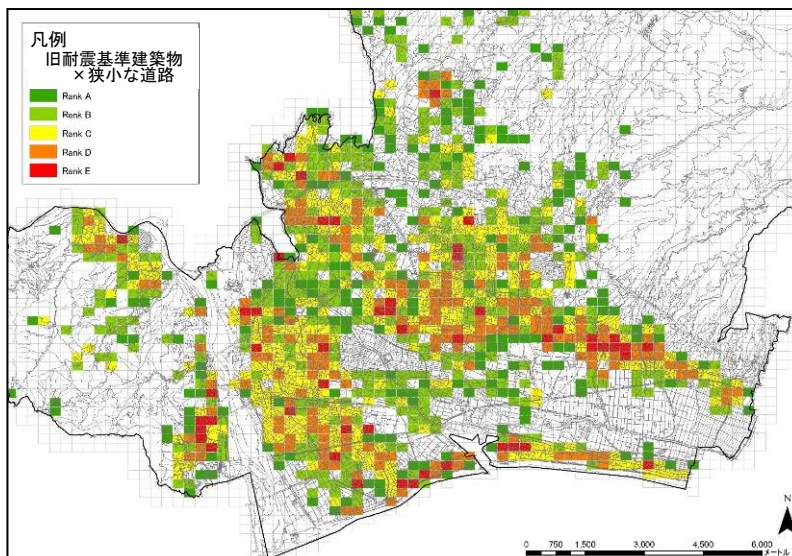
資料：富士市道路台帳

幅員 4m 未満の狭小な道路（市道）の状況は以下のとおりです。

- ・建物倒壊等により道路閉塞が危惧される狭小な道路は、市内全域に存在している。
- ・特に沿岸部や東部地域において多く存在している。



旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況を重ね合わせ、面的な被害が発生する可能性を右下の表のとおりランク付けすると

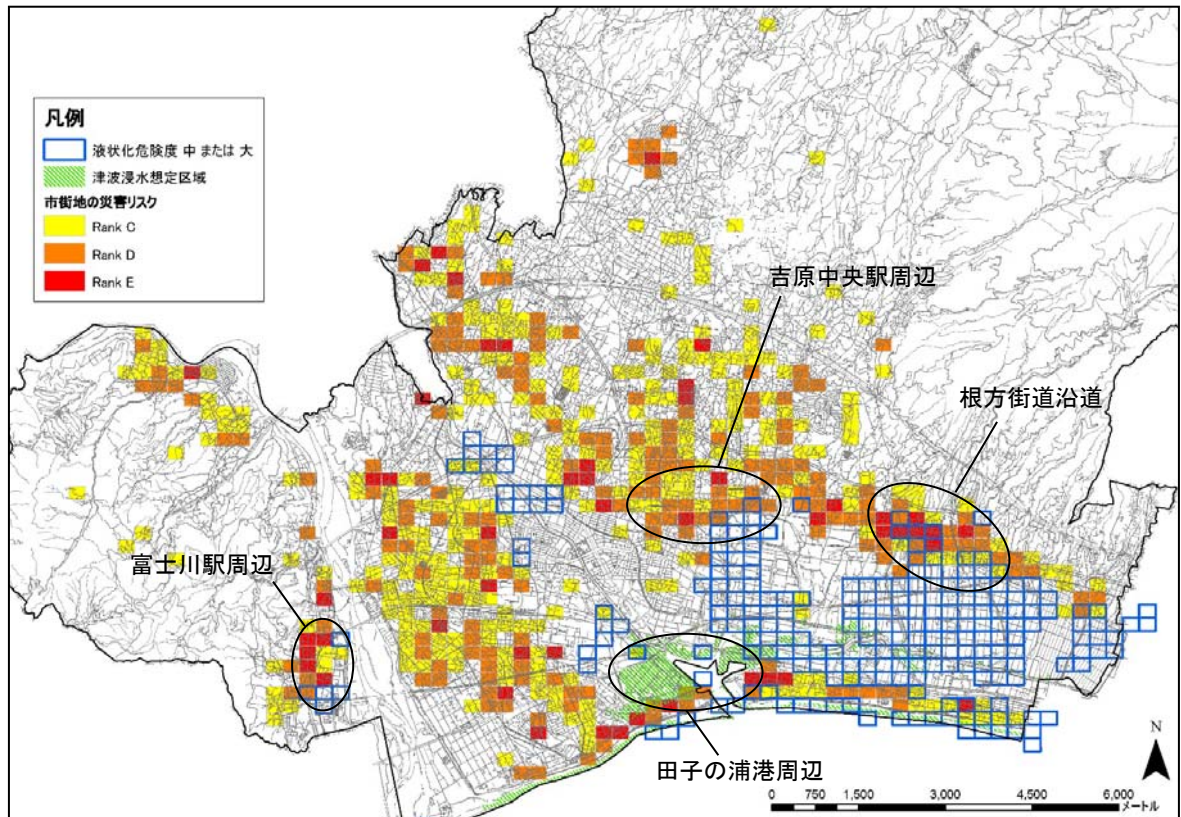


		狭小な道路			
		なし	少	中	多
旧耐震建築物数	なし	—	—	—	—
	少	—	A	B	C
	中	—	B	C	D
	多	—	C	D	E

『E』の区分になるにつれて、面的に被害が発生する可能性が高まると想定されます。

## ■本市の被害特性のまとめ

「液状化及び津波浸水被害の想定」と「旧耐震建築物と狭小な道路の状況の重ね合わせ」について、重ね合わせたものが下図です。



本市の被害の特性としては、以下のことが想定されます。

- ・「田子の浦港周辺」における津波浸水被害
- ・「根方街道沿道」をはじめとする東部地域における液状化被害
- ・「吉原中央駅周辺」や「根方街道沿道」、「富士川駅周辺」における建物倒壊や狭小な道路の閉塞

### 過去の震災の被害例



住宅被害 (神戸市)



漁業施設 (石巻市)



道路の陥没 (仙台市)

### (3) 発災時における将来都市構造への影響

#### ■ 「都市計画マスタープラン」における将来都市構造

「都市計画マスタープラン」では、概ね20年後の都市の姿として「将来のまちの骨格図」を掲げており、将来の都市の機能配置や機能の連携の考え方を示しています。

将来のまちの骨格図（都市計画マスタープラン）



#### ○ 拠点の考え方

- 都市生活・交流拠点 …… あらゆる人が集まり、本市の賑わいの中心地となる拠点
- 地域生活拠点 …………… 日常生活に必要な機能や公共交通の乗り換え機能を集約する拠点
- 産業拠点 …………… 本市の産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点
- ふれあい・交流拠点 …… 人と自然、人と人とのふれあいや交流を深める拠点

#### ⇒ 軸の考え方

- 広域都市連携・交流軸 …… 広域の都市間を連携し、交流を促進する道路・交通体系
- 都市連携・交流軸 …………… 隣接都市との連携・交流を促進する道路・交通体系
- 地域連携・交流基幹軸 …… まちなかと地域との連携・交流を促進する基幹的な道路・交通体系
- 「まちなか」にぎわい・交流軸 …… まちなかの連続性のある賑わいを創出し、支える道路・交通体系
- うるおい環境軸 …………… 骨格的な水・緑が連続する空間

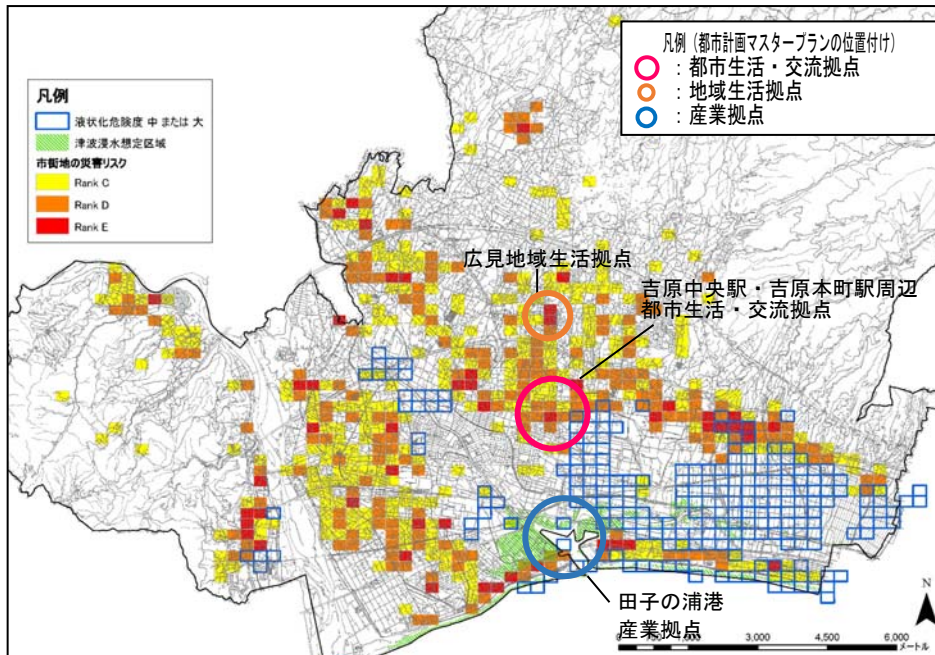


## ■発災時における将来都市構造への影響

### ●拠点と被害特性の重ね合わせ

「拠点」は、都市の集約化を図っていく上で、都市活動を支える都市機能が集まる場所のため、「拠点」が被災した場合には、都市活動に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

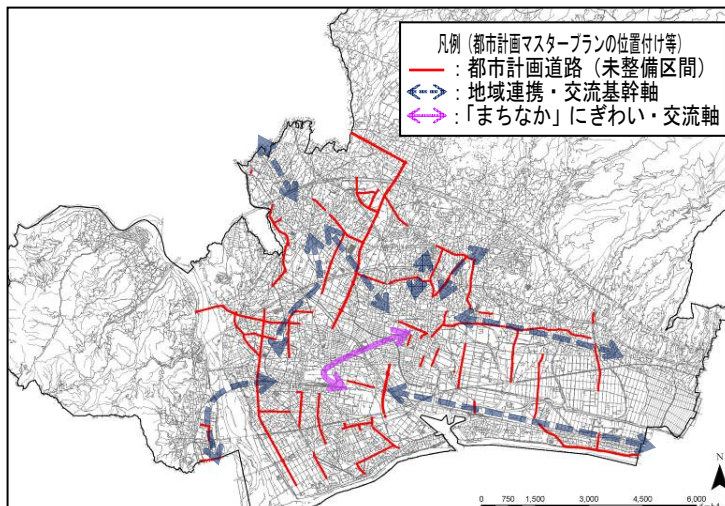
大きな被害が想定されている「拠点」は、以下のとおりです。



- ・「吉原中央駅・吉原本町駅周辺都市生活・交流拠点」で、建物倒壊による面的な被害が想定される。
- ・「広見地域生活拠点」で、建物倒壊による面的な被害が想定される。
- ・「田子の浦港産業拠点」で、津波による面的な被害が想定される。

### ●軸と都市計画道路未整備区間の重ね合わせ

円滑な復興まちづくりを推進するためには、物資や人を輸送する交通機能が重要となるため、「拠点」間を結ぶ「軸」のうち、都市計画道路が整備されていない地域では、復興まちづくりの推進に影響を及ぼす恐れがあります。



「軸」における都市計画道路未整備区間は、以下のとおりです。

- ・「地域連携・交流基幹軸」では、東部地域の東西道路、北部地域の南北道路で、都市計画道路未整備区間が存在する。

## (4)市民の意識等

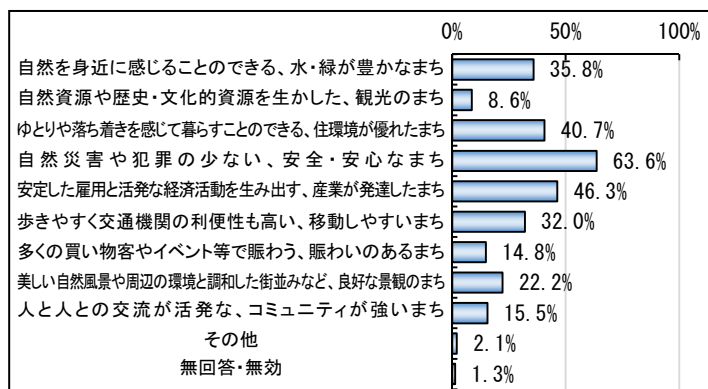
「都市計画マスタープラン」の市民意向調査結果や世論調査、平成 25 年度に開催した「震災復興シンポジウム」参加者の意見・感想によると、まちづくりや事前復興に対する市民の意識は以下のとおりです。

### ■都市計画マスタープラン策定に係る市民意向調査

対象者 市内在住の 15 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）

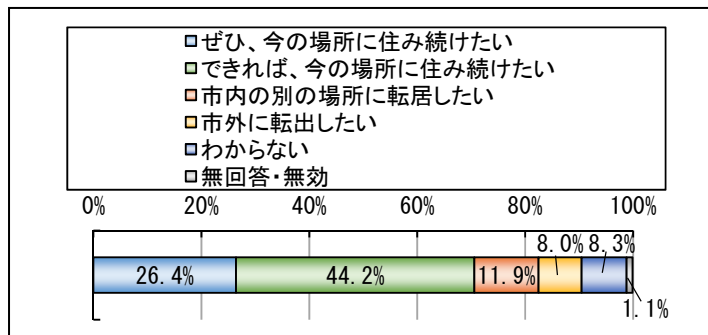
調査時期 平成 23 年 12 月 5 日～19 日 回答者数 1,356 人（回答率 45.6%）

#### ●富士市の将来イメージ



「自然災害や犯罪の少ない、安全・安心なまち」が 63.6%と最も高くなっており、市民が安全・安心なまちづくりを最も望んでいることが分かります。

#### ●今後の居住継続意向



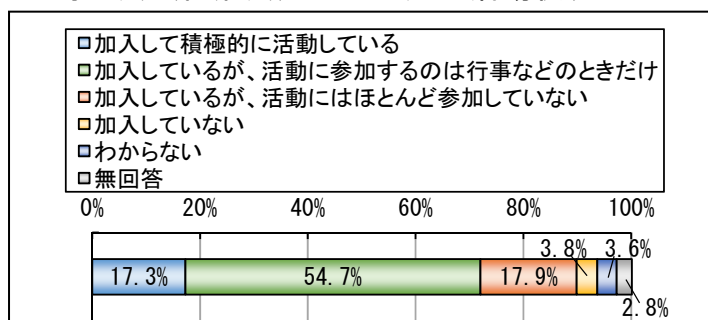
「できれば、今の場所に住み続けたい」が 44.2%と最も多くなっており、「ぜひ、今の場所に住み続けたい」の 26.4%を合わせると、7 割を超える方が今の場所での暮らしを望んでいることが分かります。

### ■平成 27 年度 第 44 回世論調査

対象者 市内在住の 20 歳以上 80 歳未満の市民 3,000 人（無作為抽出）

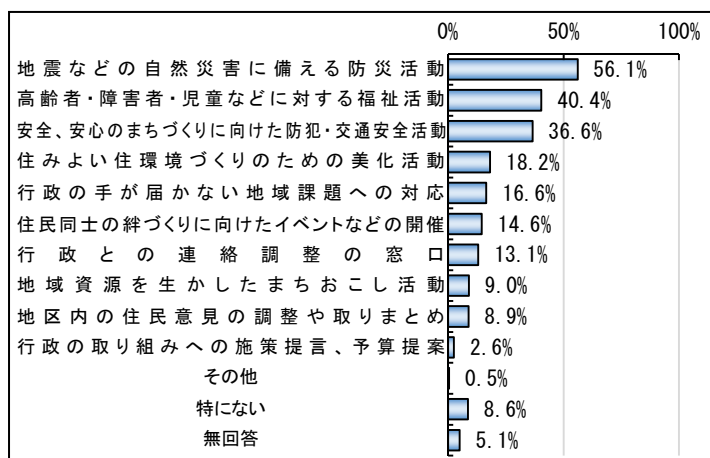
調査時期 平成 27 年 6 月 12 日～30 日 回答者数 1,694 人（回答率 56.5%）

#### ●町内会（自治会）への加入・活動状況



自治会への加入状況は約 9 割であり、多くの市民が自治会へ加入していますが、一方で、地域活動に積極的に参加している市民は 2 割以下にとどまっています。

## ●地区まちづくり活動に期待すること



「地震などの自然災害に備える防災活動」が56.1%と最も高くなっており、地域における防災活動の必要性を強く感じていることが分かります。

## ■震災復興シンポジウム参加者の主な意見



平成25年11月に開催した「震災復興シンポジウム」では、自主防災会を中心とする約500名の方が参加し、明治大学中林特任教授及び常葉大学池田教授より、「事前復興」の必要性や取組事例等についての講演及びパネルディスカッションを実施しました。

### 【シンポジウムでの主な意見等】

- ・復興への合意を得るには、事前復興の取組が必要。
- ・町内をどう復興させるか、ビジョンづくりが不可欠だと感じた。
- ・事前復興の話聞いたが、各々の進め方や役割等、不明な点が多い。
- ・震災復興の大切さは分かるが、復興へのプロセスが分かりにくい。

参加した方には、「事前復興」の取組の重要性を認識いただいたとともに、今後の取組に対するご意見等もいただきました。

## (5) 震災の教訓

ここでは、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災等からの復興の過程において生じた様々な問題を「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」から整理します。

### ■市街地の復興

#### 地籍調査未完了に伴う復興事業の遅れ

地籍調査が未完了の地域では、地権者の把握や境界の確定に時間を要し、復興事業の進捗に大きく影響しました。

#### 多大な時間を要した高台・内陸への移転

津波被害が甚大な地区では、高台・内陸移転を伴う復興市街地の形成を図りましたが、移転先の用地の確保や住民の合意形成に多大な時間を要しました。



地元住民との移転先用地の選定

#### 人手不足・資材の高騰に伴う工事入札の不調

各被災自治体において復興事業の工事時期が重なり、人手不足が問題化しました。また、建設資材の需要の高まりに伴う資材価格高騰を受け、工事入札が不調となるなど、復興事業の円滑な実施に大きな影響を及ぼしました。



工事が遅れている復興事業用地

### ■住環境の復興

#### 仮設住宅入居に伴う地域コミュニティの崩壊

仮設住宅の設置スペースが限られたことや借上げ型の仮設住宅が増加したこと等に伴い、地域住民がバラバラとなり、地域コミュニティの崩壊につながりました。



狭い敷地に建設された仮設住宅

### 医療サービス等の低下に伴う持病の悪化

医療・福祉施設が被災した地域では、サービスが十分提供できなくなり、持病の悪化など、高齢者の健康維持等が問題となりました。



津波により被災した病院施設

### 避難所の長期開設に伴う教育環境の悪化

避難所の開設が長期化した学校や、運動場等に仮設住宅を建設した学校では、児童・生徒の教育や運動の場が確保できないなど、教育環境の悪化を招きました。



小学校の校庭に建設された仮設庁舎

## ■産業の復興

### 農林漁業の生産縮小・廃止

農林漁業については、生産者の高齢化や多額の再建資金が必要なこと等により、多くの生産者が災害を機に生産の縮小や廃業を余儀なくされました。



津波により被災した漁港施設

### 生活用品を買うための店舗の不足

商店街が被災した地域では、仮設商店街のための用地や営業形態等への合意形成に時間を要し、市民の生活用品を買うための店舗が不足しました。



地震により被災した商店街

### 工場・事業所及び労働者の流出

被災した工場や事業所は、行政の復興方針等が定まらないこと等を背景に自主再建が進まず、早期に操業を開始するため、被災地外への移転やそれに伴う労働者の流出が進みました。

## ■復興の体制等

### 行政・住民双方の混乱

発災直後は、被災状況等の情報収集や住民ニーズの把握、住民への情報発信等で、適切な情報伝達が行われず、行政・住民の双方に混乱が発生しました。



住民説明会の様子

### 行政主導による「復興計画」の策定

行政主導により「復興計画」を策定したため、住民の意向を反映しきれず、「復興計画」に対する住民の不平不満が多数発生しました。

### 行政内及び行政間の連携不足

行政内の調整不足や、国や県と市町等との連携不足により、復興事業の進捗に支障をきたし、行政に対する住民等の不信感につながりました。

## 3

# 復興まちづくりの課題

市街地の現状や被害想定、発災時における都市構造への影響、震災の教訓、市民の意識等を踏まえ、復興まちづくりを進める上での課題を震災の教訓と同様に「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」から整理します。

### ■市街地の復興に係る課題

#### 被災状況等を踏まえた持続可能な市街地の形成

地震の揺れや液状化及び津波による被害の大きさ、「都市計画マスタープラン」における土地利用の方針等は地域によって異なるため、地域特性や被災状況を踏まえるとともに、更には今後の社会経済情勢や行政運営等を考慮し、将来にわたり持続可能な市街地を形成する必要があります。

### ■住環境の復興に係る課題

#### 安心して暮らせる住環境整備

被災後、一刻も早く安定した生活を送れるよう、まずは仮設住宅の整備や損壊した住宅の再建・修繕を進めるとともに医療や福祉、教育等の市民の暮らしを支える各種機能を回復し、良好な住環境を整える必要があります。また、被災者が安心して暮らせるよう、避難所から仮設住宅、更には復興公営住宅等へと移る際のどの過程においても、既存の地域コミュニティが維持できるよう配慮する必要があります。

## ■産業の復興に係る課題

### 産業活動の停滞からの早期回復

施設や設備の損壊や従業員の被災により、産業活動が一時停滞することが想定されます。その後、迅速な復興ができない場合、廃業や市外への転出等につながってしまうことが懸念されるため、事業者と連携し、産業活動を早期に回復させる必要があります。

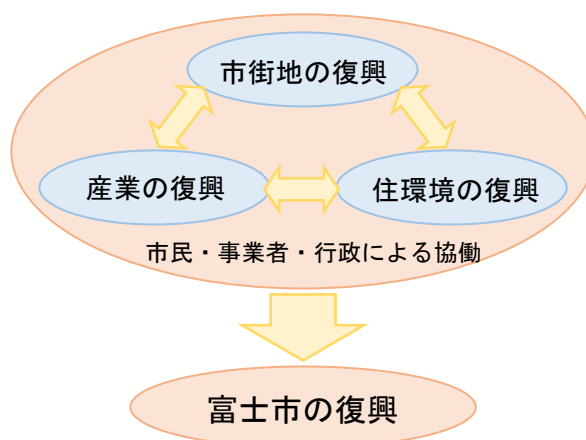
## ■復興の体制等に係る課題

### 市民・事業者・行政の協働による復興

これまでの震災の教訓を踏まえると、復興まちづくりを円滑に進めるためには、市民・事業者等との相互協力や行政間での連携が不可欠であるため、本市においても、市民・事業者・行政の協働による復興を進めるとともに、行政内及び行政間の連携を強化する必要があります。

#### 本市が復興するためには

まちや道路が整備（市街地の復興）され、安心して暮らせる住まい（住環境の復興）があり、働く場所が確保（産業の復興）されなければ、被災者の生活再建はありません。市民・事業者・行政が協働し、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興を連携して推進することが必要です。





## 4

# 復興まちづくりの基本理念

復興まちづくりの基本理念とは、復興まちづくりにおいて、関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方のことです。基本理念の設定に当たっては、以下の3つの視点に配慮しつつ、上位計画である「都市計画マスタープラン」の基本理念を尊重します。

### 視点1 持続可能なまちづくり

復興まちづくりにおいても、人口減少・超高齢社会の本格的到来を踏まえ、「つくる・ふやす」の考え方から「いかす・まもる」の考え方に軸足を移します。さらなる人口の減少が想定されていますが、都市機能の集約を図り、限りある財源を効果的に投入すること等により、サービスの質は維持し、暮らしの質が低下しないようなまちづくりを目指す必要があります。

### 視点2 市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保

復興の取組を進めるためには、まずは市民が安心して生活でき、事業者が継続的に操業できる場を確保することが必要です。そのためには、再び同じ被害に遭わないためのまちづくりが重要となります。

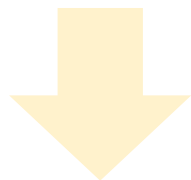
### 視点3 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

復興まちづくりを着実に進めていくためには、まちづくりの担い手となる市民、事業者、行政など様々な立場の人々が復興に向けて知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが必要であり、それぞれが出し得る力を最大限発揮することが、迅速な復興につながります。

#### 都市計画マスタープランの基本理念

#### 富士山のふもと

#### 誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり



上記を踏まえ、被災後も市民・事業者が市内にとどまり、ともに復興を進めていくことが重要と考え、以下のとおり基本理念を設定します。

#### 復興まちづくりの基本理念

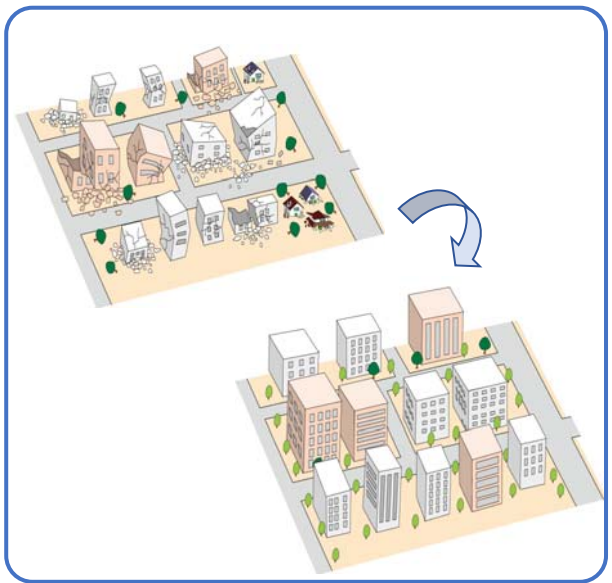
#### 災害発生後も住み続けたいと思えるまちづくり

## ■復興後のまちのイメージ

「災害発生後も住み続けたいと思えるまち」とは、再び同じ被害に遭わないよう、災害に強く、住む場所や働く場所が確保され、市民が安心して生活できるまちです。

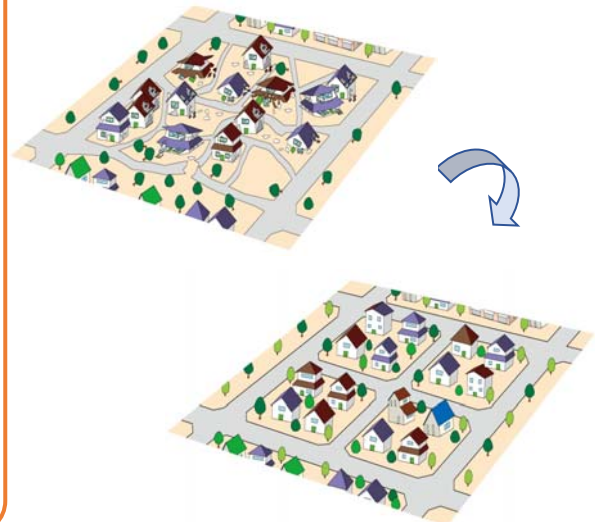
本市では、「第4次地震被害想定」の被害が発生した場合においても、将来のまちの骨格形成に大きな影響を与えることはないため、復興まちづくりで目指す将来都市構造は、上位計画である「都市計画マスタープラン」の将来都市構造（P13）を踏襲することとします。

都市基盤が整った地域の復興イメージ

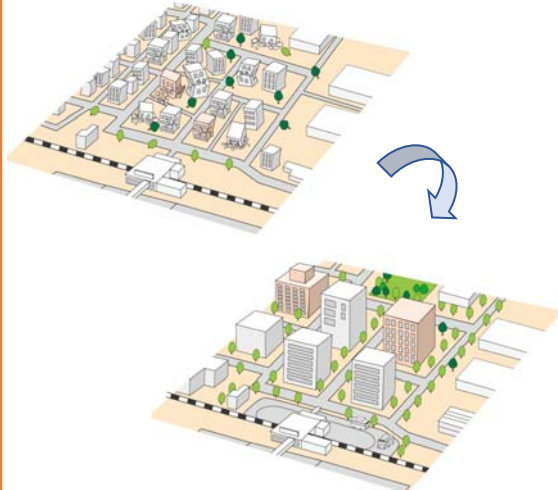


都市基盤が整っていない地域の復興イメージ

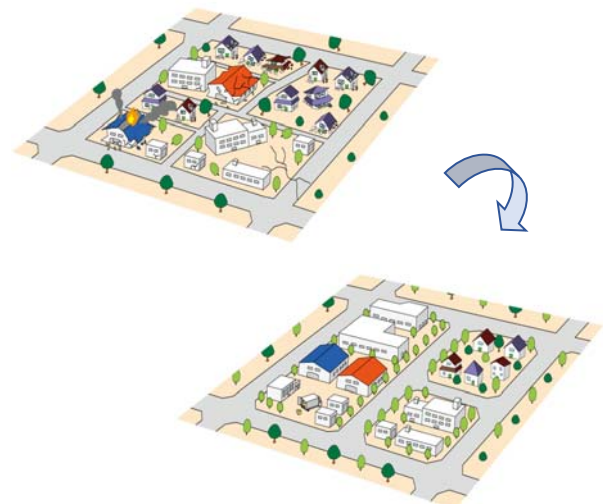
住宅地の場合



駅周辺地域の場合



住工混在地域の場合

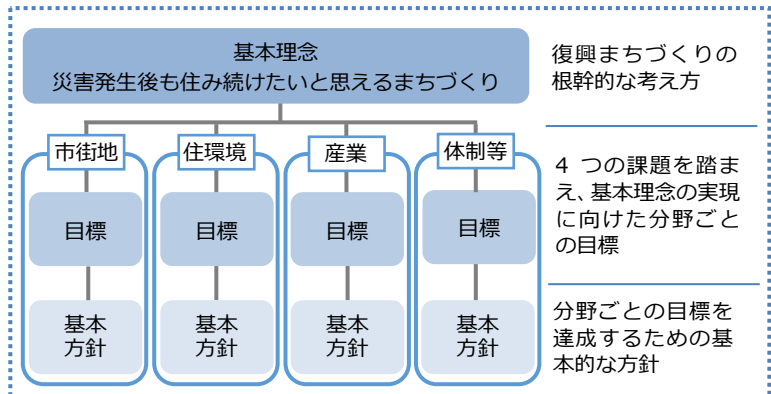


※想定を大幅に超える被害が発生した場合には、拠点等の再配置について検討します。

## 5

# 復興まちづくりの目標及び基本方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の4つの課題から、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定めます。



## (1)市街地の復興

### ■市街地の復興に係る目標

#### 災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備状況、都市計画マスタープランにおける各地域の位置付けを踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成を実現します。

### ■目標達成のための基本方針

#### 方針1 災害に強い市街地整備

建物の密集や狭小な道路の解消を推進するとともに、地区計画等のまちづくりルールの導入により垣や柵の構造を制限するなど、ハード・ソフトの両面から災害に強い市街地の整備を推進します。

#### 方針2 段階的な市街地復興

被災した市街地の整備には多大な時間や財源が必要となることから、市民の意向や社会経済情勢に応じ、本格復興を見据えた仮設住宅や仮設事業所の配置や立地場所に配慮するなど、段階的な市街地の復興を推進します。

#### 方針3 まちの骨格となる都市計画道路の整備

安全で安心して快適に移動できるよう、都市計画道路の整備を推進するとともに、被災状況や社会経済情勢に応じて、道路網（ルート・幅員等）の再編を検討します。

## 方針4 復興地区区分に応じた市街地整備

集約・連携型のまちづくりを展開するため、都市計画マスタープランにおける地域の位置付けや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地特性等に応じた整備を推進します。

### 市街地の復興で想定される主な取組

#### ●災害に強い市街地整備

震災復興再開発事業

延焼遮断帯となる道路・公園等の整備

まちづくりルールを導入によるブロック塀設置の制限 など

#### ●段階的な市街地復興

建築制限地域の指定

仮設住宅・仮設店舗等の整備 など

#### ●まちの骨格となる都市計画道路の整備

緊急輸送路となる都市計画道路の整備

都市計画道路網の再編 など

#### ●復興地区区分に応じた市街地整備

復興地区区分の設定に基づく事業の推進

地区計画制度によるまち並み誘導 など

## ■復興地区区分について

### 復興地区区分の必要性

#### 地域の実情に沿った市街地整備の推進

市街地の特性や被害状況は地域によって異なるため、画一的に市街地整備を進めることは、地域の実情や市民意向に沿わない復興となる恐れがあります。

#### 市街地の早期整備の推進

市街地整備には多大な時間と財源が必要となりますが、市街地の特性や被害状況に応じて復興地区区分を設定することにより、時間と財源を必要な地域に適切に配分でき、市街地の早期整備の推進につながります。

## 復興地区区分の考え方

### まちづくりの主体性や手法が異なる3つの復興地区区分

行政が主体となり、被災した全ての地域の復興まちづくりを画一的に推進することは不可能です。そのため、市街地の特性や発災後に明らかとなる被害状況に応じてまちづくりの主体性や整備手法の異なる3つの復興地区区分を以下のとおり設定します。

#### 復興重点地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に大きな被害を受けた地区等で、様々な都市活動や生活を担う市街地として、まちなか居住等の促進につながる弾力的な市街地開発事業の実施を検討するなど、行政が積極的に地域住民に働きかけて復興を推進する地区

#### 復興推進地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に相当規模の被害を受けた地区及び、その他の市街化区域内において大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の整備を図るとともに、まちづくりルール等を導入し、住民発意により復興を推進する地区

#### 復興促進地区

市街化区域内で被害が散在した地区及び市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の改善を図るとともに、まちづくりルールの導入など、住民・事業者主体による復興を促進する地区

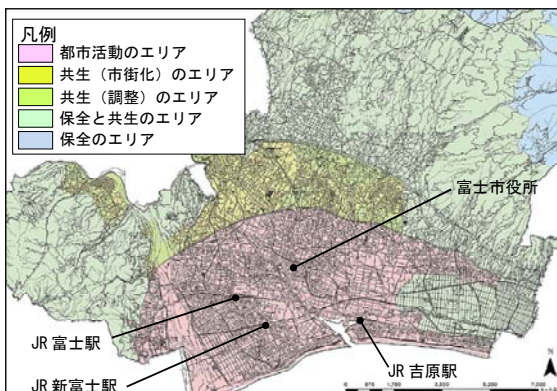
### 復興地区区分に当てはまらない地域は個別再建を支援

被害の規模が小さいなど、復興地区区分に当てはまらない地域も、都市基盤の復旧と併せて住民や事業者への個別再建支援を行い、復興を促進します。

## 復興地区区分の設定イメージ

都市計画マスタープランの将来都市構造（将来のまちの骨格図）におけるエリア及び拠点の位置付けや実際の被害状況から市街地復興に係る行政の関与について評価し、復興地区区分を設定します。

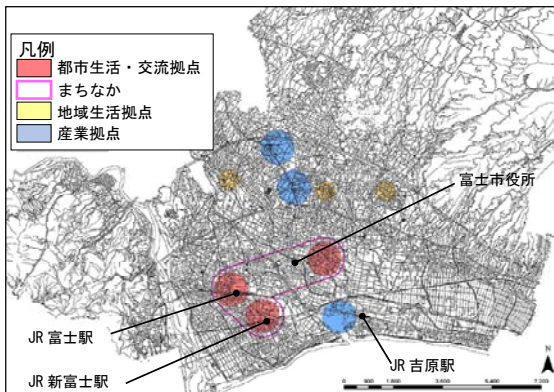
### ●エリアによる評価



土地利用の最も基本的な考え方であるエリアの位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

エリア	評価
都市活動のエリア	高
共生（市街化）のエリア	↑ ↓
共生（調整）のエリア	
保全と共生のエリア	低
保全のエリア	評価外

## ●拠点による評価



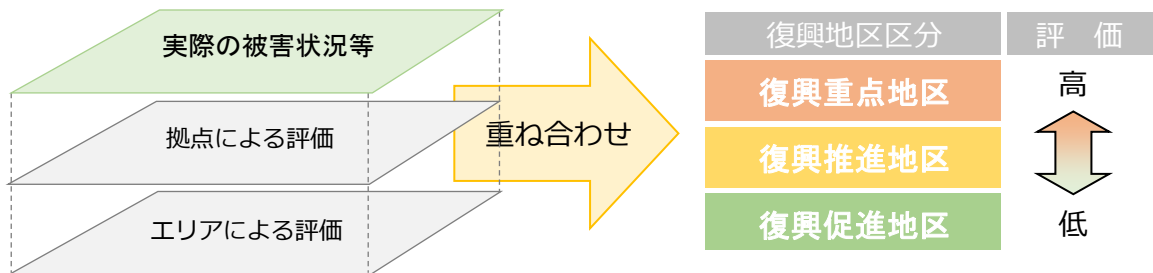
都市機能を適切な箇所へ集約配置する考え方を示した拠点の位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

拠点	評価
都市生活・交流拠点	非常に高い
まちなか（拠点を除く）	高
地域生活拠点	高
産業拠点	高

拠点は、都市機能等を集約する地域のため、市街地復興に係る行政の関与についての評価は全て高くなりますが、特に「都市生活・交流拠点」については、本市の「集約・連携型のまちづくり」の構築に向けて極めて重要であるため、他の拠点よりも評価が高くなります。

## ●復興地区区分の設定

エリアによる評価及び拠点による評価に実際の被害状況等を重ね合わせて、復興地区区分を設定します。



## <参考>復興地区区分を例えると…

『病気やケガ』に例えると、それぞれ以下のように言い換えることができます。

<p><b>復興重点地区</b></p> <p>弾力的な市街地開発事業等により市街地整備を推進する</p> <p>外科手術を行い、健康な状態に回復させる</p>	<p><b>復興推進地区</b></p> <p>道路整備やまちづくりルール等により総合的な市街地整備を推進する</p> <p>入院治療により、健康な状態に回復させる</p>	<p><b>復興促進地区</b></p> <p>まちづくりルール等により街並みや住環境等の改善を図る</p> <p>健康指導や生活改善により健康な状態に回復させる</p>
--	--	---

## (2)住環境の復興

### ■住環境の復興に係る目標

#### 地域のつながりに配慮した住まいの確保等、 良好な住環境の形成

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻せるよう、被災前からの地域のつながりに配慮した居住の場を確保するとともに、日常生活を送る上で欠かせないライフラインや医療・福祉・教育機能等の早期確保を図り、良好な住環境の形成を実現します。

### ■目標達成のための基本方針

#### 方針1 地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備

避難所生活から仮設住宅や復興公営住宅等へ移行する際には、被災者が安心して暮らせるよう、現在の地域コミュニティの継続に配慮して、仮設住宅及び復興公営住宅の整備や借上げによる住宅を確保するとともに、一定のコミュニティ単位が継続して入居できる仕組みを取り入れます。

#### 方針2 住宅再建支援の充実

住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置するとともに、被害状況に応じた住宅再建支援を推進します。

#### 方針3 ライフラインの早期確保

電気、水道、ガス、通信等の各事業者と連携し、ライフラインの早期確保に努めるとともに、設備の防災対策の強化を図ります。

#### 方針4 医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復

被災した医療・保健・福祉事業者の支援策を検討するとともに、避難所や仮設住宅等における巡回健康相談等の推進など、医療・保健・福祉サービスの質の維持に努めます。

また、発災後の教育活動を早期に再開するため、児童・生徒が安心して学べる場の確保を図り、関係機関との連携により教育の質を維持できるよう努めます。

#### 方針5 生活道路や公共交通の機能回復

都市計画道路網の整備と併せた生活道路の機能回復を行うとともに、地域内・地域間の移動手段確保のため、事業者等と連携し、公共交通機能の早期回復を図ります。

## 住環境の復興で想定される主な取組

- **地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備**
  - 障がいのある人や高齢者等に配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備
  - 集会所や広場を併設した仮設住宅・復興公営住宅の整備
  - 仮設住宅等が不足する地域等の民間賃貸住宅の借上げと供給
  - 既存の地域コミュニティを尊重した入居方式の導入 など
  
- **住宅再建支援の充実**
  - 住宅再建のための相談会の実施
  - 住宅再建支援金の給付
  - 住宅の新築・建替え・修理等の融資に対する利子補給
  - 効率的ながれきの撤去 など
  
- **ライフラインの早期確保**
  - ライフライン被災状況の把握と市民への情報提供
  - 上下水道設備の耐震化
  - 液状化対策の実施
  - 早期確保に向けたライフライン事業者との調整 など
  
- **医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復**
  - 巡回健康相談の実施
  - 高齢者や障がいのある人への外出支援
  - 被災児童への個別カウンセリングの実施及び教育復興加配教員の配置 など
  
- **生活道路や公共交通の機能回復**
  - 生活道路の機能回復
  - 官民協働による地域公共交通の再構築 など



## (3)産業の復興

### ■産業の復興に係る目標

#### 事業者の事業継続及び産業活動の早期再開

事業用地や流通ルートとなる都市基盤施設の復旧と併せて、第一次産業から第三次産業までの事業者の操業再開に向けた支援制度の構築を図り、事業者の事業継続及び産業活動の早期再開を実現します。

### ■目標達成のための基本方針

#### 方針1 産業拠点機能の早期回復

産業拠点では、産業基盤となる道路やライフラインの整備を推進し、産業拠点としての機能の早期回復に努めます。

#### 方針2 工場等における事業継続の促進

工場、事業所等においては、損壊した設備の早期復旧や工場等の再建のために、国及び県等との連携を含め、事業者の実情を踏まえた支援策を検討します。

#### 方針3 商業活動の継続性の確保

市民が生活必需品を確保できる環境を形成するため、商業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行う場づくりなど、発災後も商業活動が維持できる環境整備を推進します。

#### 方針4 農林漁業等の早期再建

被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。その他、農業等従事者の意向を踏まえ、必要な支援策を検討・実施します。

## 産業の復興で想定される主な取組

### ●産業拠点機能の早期回復

産業基盤（道路・ライフライン等）の整備 など

### ●工場等における事業継続の促進

共同仮設工場・仮設事業所の用地の確保及び建設の支援

災害特別融資制度等による金融支援

合同就職相談会等の実施による雇用の確保 など

### ●商業活動の継続性の確保

仮設商店街の用地の確保及び建設の支援

災害特別融資制度等による金融支援

来街者のための仮設駐車場・公共交通の整備 など

### ●農林漁業等の早期再建

農道・林道・漁港・市場の整備

災害特別融資制度等による金融支援

農地等における堆積物の除去及び液状化対策の実施

農産物・水産物のブランド化と販売促進 など

## 仮設商店街の様子



(神戸市)



(女川町)

## (4)復興の体制等

### ■復興の体制等に係る目標

#### 市民・事業者・行政の協働による

#### 復興まちづくり体制の構築

復興に対する市民や事業者の不安を解消し、関係者の合意形成に基づく復興まちづくりを円滑に進めていくため、関係者相互の情報共有を図りながら、市民や事業者の意向を反映した計画づくりや取組を実践できる体制を構築します。

### ■目標達成のための基本方針

#### 方針1 協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信

発災後は、本計画の考え方を踏まえながら、市民や事業者との協働による復興計画を早期に策定するとともに、復興計画に基づく復興事業計画の策定や復興事業の実施等、各段階においてきめ細かく情報発信・意向把握等に努めます。

#### 方針2 人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進

他自治体への支援要請を含めて行政職員の確保を図るとともに、専門分野を検討するためのコンサルタントや有識者等の人材確保に努めます。

また、市民・事業者・行政が協働で復興を進める上で様々な議論、調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を促進します。

#### 方針3 復興の進め方及び役割の明確化

復興までの全体像や段階ごとの取組の進め方、市民・事業者・行政が担う役割を明確にし、関係者間で共有します。

#### 方針4 行政内及び行政間の連携強化

復興まちづくりにおいて司令塔としての役割を果たす行政においては、様々な復興の取組を円滑に進められるよう庁内体制を構築するとともに、国や県、周辺市町との連携強化を図ります。

## 復興の体制等で想定される主な取組

- 協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信  
復興計画策定に係る市民懇話会の設置  
復興計画策定に係る住民説明会の実施及び広報紙の発行  
住民意向調査・事業所アンケート調査の実施 など
- 人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進  
復興まちづくり組織の設置  
復興まちづくりコーディネーターの派遣  
復興まちづくりのリーダーとなる人材の育成  
復興まちづくりの有識者やNPO等の中間支援組織との連携 など
- 復興の進め方及び役割の明確化  
復興プロセスの周知のためのチラシ等の配布  
各復興段階における住民説明会等の実施  
復興業務等に関する相談窓口の設置 など
- 行政内及び行政間の連携強化  
震災復興本部の設置  
国・県職員等の派遣要請 など

## 地域の復興まちづくりについて

本編では、本市全体に係る復興まちづくりの方針等を示していますが、復興まちづくりを迅速かつ着実に進めていくためには、本編を踏まえ、被害状況や地域特性に応じ、各地域の復興まちづくりの目標や方針等が必要となります。

地域の復興まちづくりの推進には、地域住民の参画が不可欠であり、復興まちづくり訓練（P59）等を通じて、市民・事業者・行政、更には専門家等の連携が必要となります。



富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練

## 家庭・地域での災害への備え

### (1) 防災マップの確認

本市では、静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、平成26年3月に防災マップを新たに作成・配布しています。防災マップには、様々な災害の危険場所や避難場所の掲載のほか、住まいの安全対策や備蓄品リスト、災害図上訓練（DIG）の実施方法などを掲載しています。

配布場所

富士市消防防災庁舎3階 防災危機管理課



### (2) 災害図上訓練（DIG）

DIGとは、Disaster(災害) Imagination(想像) Gameの略で、地域の情報を洗い出すとともに、発災時の行動をイメージし、発災時の地域の強み・弱みの把握するための図上訓練です。災害に弱い点に対して、家庭や地域でできること等について話し合います。

(防災マップ P.21-24 参照)

